

介養協第 111 号
令和 8 年 3 月 10 日

協会会員
介護福祉士養成施設 代表者 殿

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
会 長 澤 田 豊
〔公印省略〕

介護福祉士国家資格取得経過措置の延長について

日頃から介護福祉士の養成にご尽力されておりますことを感謝申し上げます。

さて、養成校卒業生に係る介護福祉士資格取得の一元化に関し、社会福祉士及び介護福祉士法により令和 8 年度（9 年 3 月）までに養成校を卒業する者について、介護福祉士資格取得の経過措置を講ずることとされています。

当協会は、経過措置が終了された場合には、留学生が確実に在留資格を取得でき、修学資金の返済免除を受けられる保証がないため、留学先として日本を選ばず、または留学生が在留資格の取得が不確実な介護分野を選ばなくなり、介護福祉士養成施設の入学者が減少することで、介護福祉士養成施設が減少し、日本人の学生を含めた介護の教育の機会が喪失するおそれがあることなどから、経過措置の延長要望を行ってまいりました。

このことに関してのこれまでの経緯や経過措置延長の動きについて会員養成校などから問合せをいただいていることから、別紙のとおり、これまでの経緯等についてお知らせいたします。

以上

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

担当 山田 (yamada@kaiyokyo.net)

〒113-0033

東京都文京区本郷 3-3-10

藤和シティコープ御茶ノ水 2 階

TEL : 03-3830-0471 FAX : 03-3830-0472

介護福祉士資格取得についての当協会のこれまでの経緯等

1 経過措置延長要望についての当協会正副会長のこれまでの活動

当協会理事会において経過措置延長を要望することの合意がされるなどし、次のとおり要望書の提出などを行いました。

令和 5 年 12 月 19 日 厚生労働大臣あて要望書の提出

澤田会長、鈴木副会長が厚生労働省にて提出

令和 6 年 12 月 23 日 厚生労働大臣あて要望書の提出

澤田会長、鈴木副会長、井之上副会長が厚生労働省にて提出

令和 7 年 5 月 23 日 鰐淵厚生労働副大臣あて要望書の提出

澤田会長、井之上副会長、小笠原副会長が厚生労働省にて提出

令和 7 年 6 月 6 日 自見はなこ参議院議員あて要望書の提出

井之上副会長、小笠原副会長が議員事務所にて提出

令和 7 年 8 月 27 日 厚生労働大臣あて要望書の提出

澤田会長、鈴木副会長が厚生労働省にて提出

令和 7 年 9 月 25 日 厚生労働大臣あて要望の陳情

鈴木副会長が厚生労働省にて陳情

令和 7 年 12 月 18 日 厚生労働大臣あて要望書の提出

澤田会長、井之上副会長が厚生労働省にて提出

2 厚生労働省社会保障審議会などでの経過措置延長についての意見陳述

厚生労働省社会保障審議会福祉部会及び福祉部会に設置された人材確保専門委員会に小笠原副会長が当協会の推薦する委員として出席し、経過措置を延長すべきとの意見を述べました。

本年の経過措置延長に係る主な社会保障審議会福祉部会

第 2 7 回 令和 7 年 4 月 24 日（人材確保専門委員会を設置）

第 3 2 回 令和 7 年 12 月 15 日（報告書案について議論）

社会保障審議会福祉部会に設置された福祉人材確保専門委員会の開催日時及び主な議題

第 1 回 令和 7 年 5 月 9 日 介護人材確保の現状について

第 2 回 令和 7 年 6 月 9 日 介護人材確保に関するヒアリング

第 3 回 令和 7 年 8 月 29 日 介護人材確保に関するヒアリング

第 4 回 令和 7 年 9 月 17 日 養成施設卒業者の国家資格の取得の在り方等について

第 5 回 令和 7 年 10 月 20 日 介護福祉士養成施設卒業者の国家資格の取得の在り方

第 6 回 令和 7 年 11 月 10 日 福祉人材確保専門委員会における議論の整理（案）

上記会議での議論を経て、社会保障審議会福祉部会では経過措置について次の報告が行なわれました。

- 厚生労働省においては、資格の信頼性の確保・質の担保・専門性の向上等の観点から終了すべきといった意見や、介護福祉士養成施設の入学者・介護人材確保等の観点から延長すべきといった意見、人材の質・量の両面での検討が必要であり本経過措置

を延長するか否かという二者択一の議論だけでは不十分であるといった意見など、上記の意見を含めた当部会及び福祉人材確保専門委員会における種々の意見を十分に踏まえつつ、次に述べる介護福祉士養成施設の役割も勘案しながら、経過措置の在り方について必要な対応を講じられたい。

(社会保障審議会福祉部会の報告書 5 1 ページ)

3 自由民主党の動き

自由民主党においては同党の社会保障制度調査会の介護委員会において、経過措置について関係団体の意見を聞くため次のとおりヒアリングが行われました。

令和 7 年 10 月 17 日 介護委員会ヒアリング

澤田会長、鈴木副会長、井之上副会長、小笠原副会長が出席して経過措置等について発言

その後の報道によれば、12 月に入り介護委員会は次のような提言を行ったとする報道があります。(介護委員会の資料は公表されていません。)

介護委員会は介護福祉士の資質の担保・向上のために経過措置の終了を目指すとしつつ、「人材確保の必要性や養成校の厳しい状況を踏まえた対応が必要になる」と指摘。経過措置の延長を容認するスタンスをとった。

その上で、「単純に延長するのではなく、国家試験を受験・合格しなくても 5 年間働き続けることで資格を取得できる措置を見直すこと」と提言。外国人留学生への日本語教育の支援を強化することも要請した。

なお、現在の制度では、介護福祉士国家試験に合格していなくても卒業後 5 年間介護の業務に従事していれば卒業後 6 年目以降も介護福祉士資格を取得できますが、今回経過措置が延長されたとしても、例えば国家試験に合格していない場合は卒業後 6 年目以降は介護福祉士国家資格を取得できなくなるなど資格取得について変更される可能性があります。

介護委員会開催の後、自由民主党における検討は衆議院議員選挙が実施されていたこともあり、この間はまったく進んでいなかったと思われませんが、2 月 18 日に自由民主党の厚生労働部会が開催され、今後の国会提出予定法案について説明があったとのことですが、経過措置についての発言はなかったようです。

4 今後の動き

このまま経過措置が延長されることとなる場合、経過措置を延長するための法案の閣議決定がなされることとなりますが、厚生労働省からは今後のスケジュールは未定であると聞いております。なお、第 221 回国会（特別会）は、本年 2 月 18 日に召集され、会期は 7 月 17 日までとなっています。

以上